

# 下水道企画課

# 下水道企画課の取組

## 総 括

### (1) 下水道行政全般に関わる動向について

- 1) 下水道行政全般の動向について
- 2) 社会資本整備の計画
- 3) 新下水道ビジョン加速戦略（令和4年度改訂版）について
- 4) 下水道事業の実施・支援体制について
- 5) 下水道事業に関連するガイドライン・マニュアル等について

### (2) 水道整備・管理行政の移管について

- 1) 経緯
- 2) 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案の概要
- 3) 今後の予定

### (3) 広報活動について

- 1) 基本的な考え方
- 2) 下水道のストック効果
- 3) 国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」
- 4) 下水道環境教育の推進
- 5) マンホールトイレの普及啓発
- 6) 下水道広報プラットフォーム（GKP）
- 7) 下水道を核とした市民科学育成プロジェクト

### (4) 人材育成について

- 1) 国による人材育成の取組
- 2) 日本下水道事業団研修センター

## (1) 下水道行政全般の動向について

### 1) 下水道行政全般の動向について

#### 【肥料利用の拡大】

食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）において、2030年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する旨が示された。

これらを受け、国土交通省及び農林水産省では、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を開催し、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性について論点を整理した。今後の取組の方向性としては、”肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。” こととしている。

下水道事業においては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行う等、今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を定めるとともに、農政部局、下水道部局の緊密な連携体制の確保や下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた検討を進めていただくよう周知しているところ、国土交通省としても、引き続き農林水産省と連携しつつ、案件形成や施設整備等、必要な支援を行っていく。

#### 【脱炭素化】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素社会の実現に向けて目指すべき下水道の在り方や必要な方策、ロードマップ等について幅広く検討を行い、令和4年3月に報告書を取りまとめた。今後、脱炭素・循環型社会への転換を先導する「グリーンイノベーション下水道」を目指し、下水道が有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域内外・分野連携の拡大・徹底を柱に、取組を進めることとしている。

また、地球温暖化対策計画の目標年度までに残された期間は7年となり、下水汚泥のエネルギー化、汚泥焼却の高度化、省エネの促進について着実な取組の実施に加え、特に省エネについては更なる取組の加速化が必要となっている。

国土交通省としては、着実な取組の推進に向けて進捗をフォローアップするとともに、令和5年度より新たに「下水道温室効果ガス削減推進事業」を創設するなど、引き続き財政面・技術面の両面から、地方公共団体を支援する。

#### 【PPP/PFI（官民連携）】

施設等の老朽化の進行や職員数の減少による人手不足が深刻化しつつある中、組織体制を補完し、また、経営改善を図るため、コンセッション方式などのPPP/PFIの導入を検討することが必要である。

下水道部としても、令和5年度から、社会資本整備総合交付金等についての要件化や重点配分の措置、コンセッション方式の検討に活用できる新たな支援メニュー（コンセッション方式分科会設置、改正PPP/PFI手法選択ガイドラインなど）を設けてい

るところ。下水道管理者におかれては、これらも活用し、具体的な検討に直ちに着手していただくようお願いする。

なお、現在、維持管理と改築を一体的に長期間委託することで、運営権を設定することなくコンセッション方式に準ずる効果を期待できる新たな PPP/PFI の手法を検討しているところ。方針が決定され次第、改めて周知する予定。

### 【防災・減災、国土強靱化】

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大している。このため、令和3年5月に流域治水関連法が成立し、下水道関連では、整備目標として「計画降雨」を事業計画に位置付けるなど、気候変動も踏まえた事前防災対策としての下水道事業をハード・ソフトの両面から推進する内容に改正した。下水道事業では、浸水対策に加え、老朽化対策や地震対策など、防災・減災、国土強靱化の取組が急務となっております。令和2年末に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用しつつ、予算面でも強力に推進している。

### 【下水道事業の持続性の向上】

人口減少、厳しい財政状況・執行体制、増大するストックなどを踏まえ、DX など新技術を最大限活用しつつ、ストックマネジメント、広域化・共同化、官民連携及び収支構造の適正化に向けた取り組みなどを推進している。

ストックマネジメントについては、持続可能な下水道事業の実現を目的として、膨大な施設の状況を適切に把握し、計画的かつ効率的に施設を管理する取組を進めてきたところ。近年の下水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていると同時に、肥料利用の拡大や脱炭素化等の新たな社会的要請にも応えていく必要があることから、下水道事業の持続と進化のため、今後のアセットマネジメントの方向性や必要な取組について検討を進めていくこととしている。

広域化・共同化については、全ての都道府県において令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請してきたところであり、令和4年度末までに全ての都道府県で「広域化・共同化計画」が策定された。今後は、広域化・共同化の推進に向け、計画の進捗管理を適切に行いながら、必要に応じて計画の見直しを図りつつ着実に広域化・共同化を実施していくことが重要である。また、令和4年度に引き続き、下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）により、複数の処理施設等を対象とした広域監視制御システムの開発・標準化の実証に取り組むこととしている。

### 【水道整備・管理行政の移管】

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の中で、感染症対応能力を強化するための組織体制の見直しの一環として、厚生労働省から、水道整備・管理行政を国土交通省及び環境省に移管することが決まった。

令和6年4月の移管を目指し、令和5年3月7日に国土交通省設置法の改正を含む関連法案が閣議決定され、衆議院に提出されたところである。

国土交通省の有する施設整備や下水道運営等に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活かし、水道整備・管理行政のパフォーマンスの一層の向上を図ることとしている。

## 2) 社会資本整備の計画

社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、下水道事業を含む社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画である。

令和 3～7 年度を計画期間とする第 5 次社会資本整備重点計画では、従前の 4 つの目標(※)に加え、昨今の社会情勢の変化を踏まえて、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションと脱炭素化に関する 2 つの目標が新たに追加されている。

※：防災・減災、インフラメンテナンス、持続可能な地域社会の形成、経済成長を支える基盤整備に関する目標

国は、計画期間内に重点目標が達成されるよう、自ら効果的、効率的に社会資本整備事業を実施するとともに、地方公共団体や民間の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下、施策を講じることが求められている。

なお、政府方針に係る重要施策（流域治水、脱炭素化、デジタル化、老朽化対策等）の進捗をより一層「見える化」する観点から、社会資本整備重点計画の目標に係る指標等のうち、これらの重要施策に関連し、かつベンチマーキング的要素を有する指標として、下記を対象に、下水道全国データベース（G-NDB）※において自治体別（事業主体別）の数値についても公表しているので活用いただきたい。

※URL: <https://portal.g-ndb.jp/portal/>

### 【対象とする指標】

- 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体
- 下水道バイオマスリサイクル率
- 下水道管路台帳の整備状況
- 管渠 100km あたりの陥没箇所数























































































